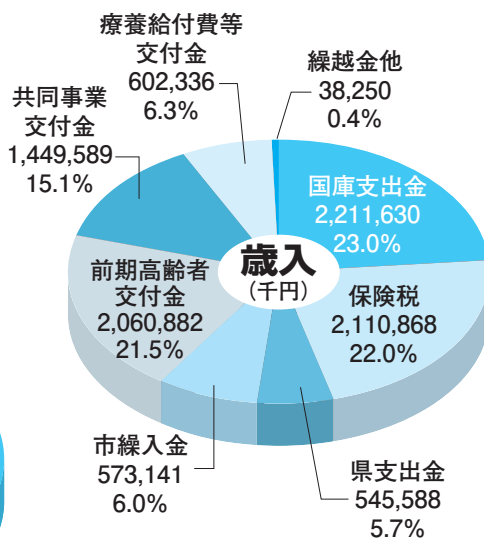
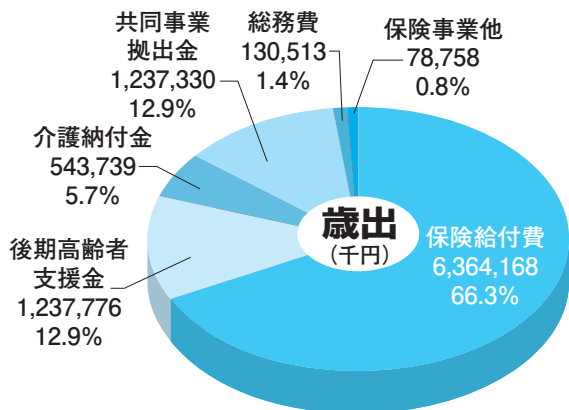


平成26年度の当初予算額をお知らせします

平成26年度 国保当初予算額

95億9,228万円

(前年度比1.7%減)



歳入歳出ともに前年度より約1.6億円（1.7%）の減額になりました。これは、国保加入者が減少したことなどによるものです。

歳入内訳は、国庫支出金が約23%、保険税が約22%、前期高齢者交付金が約22%を占め、歳出内訳は保険給付費が約66%、後期高齢者支援金が約13%、介護納付金が約6%で全体の約8割を占めています。

国保加入者の減少による影響は、保険税の減収にもつながっています。保険給付費も国保加入者数の減少に合わせ減額を見込んでいますが、医療費は年々増加しており、国保財政は依然として厳しい状況です。

引き続き、国保加入者のみなさんには、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

〈用語解説〉

- 国庫支出金…国民健康保険事業を運営する市町村に対し、国民健康保険事業に要する費用の一部を国が負担する負担金・交付金
- 前期高齢者交付金…前期高齢者（65歳～74歳）にかかる保険給付費等について、国民健康保険と社会保険の財政負担の不均衡を調整するための交付金
- 保険給付費…国保加入者が支払う一部負担金を除いて、保険者が保険医療機関に支払う費用
- 後期高齢者支援金…75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金
- 介護納付金…40歳から64歳までの国保加入者から徴収し介護保険に納付する介護保険料

保険証が変わったときは
届け出を

国保加入者が新たに職場の健康保険などの社会保険に加入した場合、国保の資格は自動的に喪失されないため、国保を脱退する手続きが必要です。社会保険の資格取得日以降に（社会保険証が手元に届いていない場合であっても）、国民健康保険証を使用して医療機関を受診した場合、後日国保が負担した医療費（一部負担金を除く7割から9割分）を返還していただきます。

また、国民健康保険税と社会保険料との二重払いが生じてしまうことにもなります。国保の脱退手続きは郵送でもできますので、できるだけ早く届け出をお願いします。

手続き方法

○窓口の場合
国保と社会保険それぞれの保険証を持参し、保険課（市役所1階）又は市民福祉課（総合支所仮庁舎）へ

わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

国保加入世帯 12,971世帯
国保加入者数 23,028人
(平成26年9月1日現在)
お問い合わせ先 保険課
☎1116

国保加入者を対象に次の事業を行っています

★保険課 ☎1116

人間ドック助成

- 対象** 次の要件を全て満たす人（世帯）
- ①6か月以上継続して国保に加入していること
 - ②35歳以上の人
 - ③保険税を完納していること
 - ④市の特定健康診査を受診しない人



助成額 2万円
※人間ドック受検料が2万円以下の場合、助成額は受検料と同額になります。

特定健康診査

この健診は、『内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）』に着目したものです。対象者には、毎年受診券（はがき）を郵送しています。期間内に必ず受診しましょう。

対象 40歳以上の人
※ただし、妊娠中の人、施設入所者、長期入院患者、人間ドック受検者（結果を提示した人）等は除きます。

出産育児一時金支給制度

国保加入者が出産したとき、子ども1人につき39万円（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円）を支給しています。申請方法は、医療機関などにご確認ください。

※他の社会保険等に1年以上加入していた国保加入者が退職後6か月以内に出産し、その社会保険等から支給される場合は国保からは支給されませんのでご注意ください。

葬祭費支給制度

国保加入者が死亡したとき、葬祭を行った人に5万円を支給します。

～医療費が高額になったとき～

高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

「70歳未満の人」と「70歳以上75歳未満の人」や、「住民税課税世帯の人」と「非課税世帯の人」等では、限度額が異なります。

該当する人には、申請のお知らせをします。お知らせをする時期は、早くても診療月の3か月後の月末になります。

入院・高額通院の場合

事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関窓口に提示することで、1つの医療機関ごとの窓口負担は、限度額までになります。

ただし、70歳以上75歳未満で住民税課税世帯の人は、申請の必要はありません。

特定疾病の場合

人工透析を必要とする慢性腎不全等で、長期にわたり、高額な治療を必要とする特定疾病の人は、1つの医療機関ごとの窓口負担は1万円（70歳未満の上位所得者は2万円）までになります。「特定疾病療養受療証」の交付を申請し、医療機関等窓口に表示してください。

高額医療・高額介護合算療養費

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいるとき、国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額を超えた場合に、申請のお知らせをします（送付時期は毎年12月頃を予定）。申請して認められると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

○郵送の場合

社会保険証のコピーと国民健康保険証（原本）を同封し、コピーの余白に「平日窓口に行けないため脱退の手続きを依頼したい」と旨と昼間の連絡先、住所、氏名を記入し、押印して、保険課宛に郵送してください。

届きましたか？
保険証が更新されました

10月1日から使用する新しい国民健康保険証（青色）を、9月下旬に「簡易書留郵便」で送付しました。届かない場合は最寄りの郵便局又は左記担当課へお問い合わせください。

※保険税を滞納している一部の世帯には、納税相談の後にお渡しますので、郵送はしていません。

- 本庄地域在住者 保険課（市役所1階） ☎1116
- 児玉地域在住者 市民福祉課（総合支所仮庁舎） ☎1333



国民健康保険証